第一条中「以下同じ。」を削り、同条の表百六十九の項から百九十四の項までを削り、同表に次のように加える。

二百十五	アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満
二百十六	一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	○・一パーセント未満
二百十七	エチリデンノルボルネン	○・一パーセント未満
二百十八	四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
二百十九	二―クロロニトロベンゼン	○・一パーセント未満
二百二十	二―（ジエチルアミノ）エタノール	一パーセント未満
二百二十一	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	○・一パーセント未満
二百二十二	二・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール	○・一パーセント未満
二百二十三	ジチオりん酸O・O―ジメチル―S―一・二―ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラチオン）	○・一パーセント未満
二百二十四	炭化けい素（ウィスカー及び繊維状のものに限る。）	○・一パーセント未満
二百二十五	チオりん酸O・O―ジエチル―O―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	○・一パーセント未満
二百二十六	テトラナトリウム＝三・三′―［（三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス［五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート］（別名ＣＩダイレクトブルー十五）	○・一パーセント未満
二百二十七	二・四・六―トリクロロフェノール	○・一パーセント未満
二百二十八	Ｎ―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	○・一パーセント未満
二百二十九	ヒドロキノン	○・一パーセント未満
二百三十	Ｎ―（ホスホノメチル）―グリシン（別名グリホサート）	○・一パーセント未満
二百三十一	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル	○・一パーセント未満
二百三十二	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満

第二条中「含有する製剤その他の物」の下に「（前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）」を加え、「含有される次の表の中欄」を「含有される次の表の中欄」に改め、同条の表平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百十五の項から二百三十二の項までのものに限る。）
平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間	○・一パーセント未満

○厚生労働省告示第四百八十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久



注１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。）第８条第１号に規定する一般事業主にあっては、表示の中の星は一つとし、色彩は黄丹色とする。ただし、黄丹色とすることが不適当な場合にあっては、全体として黒色としてもよい。

２　省令第８条第２号に規定する一般事業主にあっては、表示の中の星は二つとし、色彩はボピーレッド色とする。ただし、ボピーレッド色とすることが不適当な場合にあっては、全体として黒色としてもよい。

３　省令第８条第３号に規定する一般事業主にあっては、表示の中の星は三つとし、色彩はマゼンダ色とする。ただし、マゼンダ色とすることが不適当な場合にあっては、全体として黒色としてもよい。